

第2節 悪臭

1. 悪臭の現況

悪臭は、騒音と同様に日常生活に関係の深い身近な感覚的公害です。令和4年度の総苦情件数38件のうち、悪臭の占める割合は5件、13.2%となっています。

なお、屋外でのごみの焼却について、悪臭を伴うものとして市に苦情が寄せられることがあります。屋外での不適切なごみの焼却行為（いわゆる野焼き）は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって禁止されています。

2. 悪臭防止対策

悪臭防止法に基づく規制地域は、昭和48年7月に指定され、その後、昭和54年4月及び平成3年11月に地域の見直しを行い、規制地域が拡大されました。（表1-2-1）

また、平成8年4月施行の同法の改正においては、従来の特定悪臭物質の濃度規制では十分な規制効果が見込まれない区域について、濃度規制の代わりに嗅覚測定法による規制ができるようになりましたが、現在、本市では該当する区域は指定していません。

同法による規制物質及び基準は表1-2-2に示す通りですが、規制の対象とする工場、事業場は特に定めていないため、規制地域内の全ての工場、事業場等から発生する悪臭物質について基準が適用されることとなります。規制地域内の工場、事業場は、敷地境界上（1号規制）、気体排出口（2号規制）、排水（3号規制）のそれぞれについて規制され、それぞれの規制対象ごとに対象となる物質、規制基準が定められています。（図1-2-1）

なお、移動発生源や一時的に設置される作業場などは対象とされません。

また、悪臭防止法では、ゴム、プラスチック、廃油などの燃焼により悪臭が生じる物の野外焼却の禁止、汚水が流入する水路等における悪臭発生の防止などについて規定しています。

表1-2-1 悪臭防止法に基づく規制地域

地域区分	該当地域（都市計画法に定める用途地域区分など）
A区域	1. 第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域 2. 桜木町のうち、4番及び14番から17番までの区域 3. 堀河町のうち、1番、2番、8番、9番の区域並びに東浜町のうち、7番から9番までの区域
B区域	商業地域（A区域の2に掲げる区域を除く）及び準工業地域（A区域の3に掲げる区域を除く）
C区域	工業地域及び工業専用地域

図1-2-1 悪臭防止法の規制の区分

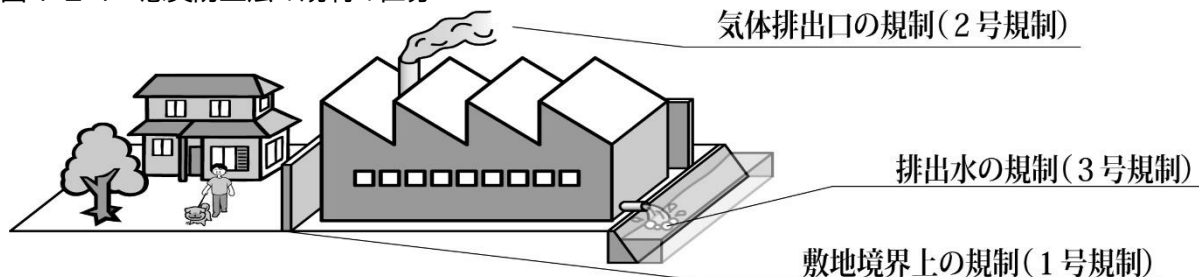


表 1-2-2 悪臭防止法に基づく規制基準

1 敷地境界線（1号規制）及び気体排出口（2号規制）における規制基準

特定悪臭物質名	1号規制 (ppm)			2号規制が適用される物質
	A区域	B区域	C区域	
アンモニア	1	2	5	○
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	
硫化水素	0.02	0.06	0.2	○
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1	
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	○
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	
スチレン	0.4	0.8	2	
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	
トルエン	10	30	60	○
キシレン	1	2	5	○
酢酸エチル	3	7	20	○
メチルイソブチルケトン	1	3	6	○
イソブタノール	0.9	4	20	○
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	○
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	○
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	○
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05	○
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01	○

備考 1 敷地境界線における基準は、各物質とも、A区域は臭気強度 2.5、B区域は臭気強度 3.0、C区域は臭気強度 3.5 相当の濃度である。
 2 気体排出口における規制基準は、敷地境界線における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第 3 条に定める方法により、特定悪臭物質の種類ごとに算出される。

2 排水水（3号規制）における規制基準

排出水量 (Q) (m ³ /s)	Q ≤ 0.001			0.001 < Q ≤ 0.1			0.1 < Q			
	A区域	B区域	C区域	A区域	B区域	C区域	A区域	B区域	C区域	
特定悪臭物質名	メチルメルカプタン	0.03	0.06	0.2	0.007	0.01	0.03	0.002	0.003	0.007
	硫化水素	0.1	0.3	1	0.02	0.07	0.2	0.005	0.02	0.05
	硫化メチル	0.3	2	6	0.07	0.3	1	0.01	0.07	0.3
	二硫化メチル	0.6	2	6	0.1	0.4	1	0.03	0.09	0.3

備考 規制基準は排水中の濃度 (mg/L) による。